コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

IID,Inc.

最終更新日：2015年10月8日
M-イード
代表取締役 宮川　洋
問合せ先：03-5990-5330
証券コード：6038
http://www.iid.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループ事業における顧客及びサービス利用者の満足度向上を図ること、そして経営統治機能を有効かつ効率的に運用することによって、健全に事業を継続していくことが株主価値及び企業価値の向上につながると考えております。その実現のため、当社は当社グループ経営統治機能としてコーポレート・ガバナンスを最重要経営課題のひとつとして認識し、今後もより一層経営及び業務執行の健全性の保持・向上、透明性の確保、効率化による持続的成長を目指した経営管理体制の強化に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三越伊勢丹ホールディングス	653,100	13.40
エキサイト株式会社	640,000	13.13
株式会社マイナビ	400,000	8.21
インスパイア・テクノロジー・イノベーション・ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員　株式会社インスパイア・インベストメント	323,800	6.64
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	241,000	4.94
Globis Fund Ⅲ, L. P. General Partner Globis FundⅢ(GP)Co. , Ltd.	216,000	4.43
電通デジタル投資事業有限責任組合 無限責任組合員　株式会社電通デジタル・ホールディングス	200,000	4.10
BNYM SA／ NV FOR BNYM CLIENT　ACCOUNT MPCS JAPAN	199,200	4.08
ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合 業務執行組合員　株式会社NTTドコモ・ベンチャーズ	181,500	3.72
宮川　洋	122,000	2.50

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. エキサイト株式会社より、平成27年8月25日付で当社株式66,900株を取得した旨の大量保有報告書（変更報告書）の開示がありました。本件株式取得による変更後の所有株式数及び所有株式数の割合は次のとおりであります。
　　エキサイト株式会社（第1位）706,900株　14.51%
2. 株式会社博報堂DYメディアパートナーズより、平成27年7月24日付で当社株式276,700株を取得した旨の大量保有報告書（変更報告書）の開示がありました。本件株式取得による変更後の株式数及び所有株式数の割合は次のとおりであります。
　　株式会社博報堂DYメディアパートナーズ（第3位）517,700株　10.62%
3. 株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズより、平成27年7月24日付で同社ファンド所有の当社株式276,700株を処分した旨の大量保有報告書（変更報告書）の開示がありました。本件株式処分による変更後の株式数及び所有株式数の割合は次のとおりであります。
　　Globis Fund Ⅲ, L. P. General Partner Globis FudⅢ(GP)Co. , Ltd.　0株　0%
4. 1から3に記載の所有株式数の割合は、平成27年6月30日現在の発行済株式総数を基準として算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井　俊徳	他の会社の出身者											
今川　聖	他の会社の出身者											
大和田　廣樹	他の会社の出身者											
吉崎　浩一郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井　俊徳		――	株式会社三越伊勢丹ホールディングスの執行役員であり、異なる事業分野の上場会社における豊富な事業経営経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役として選任しております。
今川　聖		――	エキサイト株式会社の代表取締役社長であり、上場会社における豊富な事業経営経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくため、また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役として選任しております。
大和田　廣樹		――	株式会社ブロードバンドタワーの取締役であり、上場会社における豊富な事業経営経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていた

			だくため、また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役として選任しております。
吉崎　浩一郎	○	三菱信託銀行株式会社（現、三菱UFJ信託銀行株式会社）の出身で、平成8年まで勤務しておりました。当社は平成16年にUFJ信託銀行株式会社（現　三菱UFJ信託銀行株式会社）を株主名簿管理人に指定し、証券代行業務を委託しておりますが、委託時点では別会社であり、独立性には問題が無いものと判断しております。	会社経営者としての経験や知見、並びに、投資ファンド等における中堅企業、成長企業に対する豊富なアドバイザリー経験を当社の経営に活かしていただくため、また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役として選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと考えているため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査体制は、監査役監査と内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。
監査役監査と内部監査では、監査の効率化と情報共有のため被監査部門へのヒアリング及び実査を合同で実施し、それぞれ監査役会と社長への報告を適宜行っております。
会計監査については、有限責任監査法人トーマツが監査を実施しており、往査時には常勤監査役及び内部監査人が会計監査人とのミーティングを実施し、定期的に意見交換等を行っております。また、会計監査人の監査講評会での指摘事項については、監査役監査及び内部監査においても重点項目とし、三様監査としての相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田　智雄	他の会社の出身者													
安達　美雄	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田　智雄		―――	IT企業での経営で培ってきた知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、また、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外監査役として選任しております。
安達　美雄	○	株式会社大塚商会の出身で平成25年3月まで執行役員として勤務しておりました。同社とは平成26年6月期に当社メディアの広告掲載の取引があり、また平成25年6月以降、当社で利用しているMicrosoft製品のライセンスを同社より購入しておりますが、それぞれ取引高は当社売上高・販売管理費の1%未満の軽微なものであり、独立性には問題が無いものと判断しております。	上場企業での経営で培ってきた知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、また、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主価値を重視した経営をより一層推進することを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社役員及び従業員ならびに当社子会社役員及び従業員に対し、勤続年数、役職、年俸等を考慮し、付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役それぞれの総額開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。取締役報酬は、株主総会決議による報酬総額の限度内で会社業績や社員給与とのバランス等を考慮し、決定しております。監査役報酬は、株主総会決議による総額報酬の限度内で監査役会において決定しております。
なお、現在の報酬総額の限度額は、平成25年9月26日の定時株主総会における決議により、取締役員数10名に対する取締役の報酬等の総額1億円以内、監査役員数5名に対する監査役の報酬等の総額を5千万円以内としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対する取締役会に係る情報提供等のサポートは、経営企画室で行っております。また、社外監査役を含む監査役サポートも、同様に経営企画室で行っております。
取締役会の開催にあたっては、事前に議題を社外取締役、社外監査役を含む全取締役、全監査役に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

現状のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。
a. 取締役会
当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役4名)により構成されており、取締役会規程に基づき、経営の最高意思決定機関として当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回開催する定例取締役会のほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断を行っております。なお、取締役会には監査役3名(うち社外監査役2名)が出席し、必要に応じて意見表明し、取締役の職務の執行を監査・監督しております。

b. 監査役会
当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)により構成されており、監査役会規程に基づき、取締役会に出席するほか経営会議等の重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。
監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

c. 経営会議
当社の経営会議は、常勤取締役3名により構成されており、経営会議規程に基づき、必要に応じて取締役会の付議事項を事前に審議し、また取締役会の決議事項以外で経営に関する重要な事項を決議・審議しております。現状では原則として毎週月曜日に開催しており、重要事項の決議・審議を行い、または担当者から報告を受けるほか、予算に対する業績の進捗状況を把握し、予算修正の要否を確認しております。

d. 会計監査人
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から定期的な監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

e. 取締役及び監査役との責任限定契約
当社と社外取締役及び監査役（常勤監査役を除く）は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、責任限定が認められるのは、社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、当社グループ経営統治機能としてコーポレート・ガバナンスを最重要経営課題のひとつとして認識し、業務執行の健全性の保持・向上、透明性の確保、効率化による持続的成長を目指した経営管理体制の強化のため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。
監査役会を設置し、2名の社外監査役を含めた3名の監査役が、取締役の職務の執行を客観的に監査する体制としています。また、取締役会においては過半数となる4名の社外取締役を選任しており、当社にとって有益な助言を得ながら議論の活発化を図るとともに、取締役の職務の執行を監督する体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、株主が議案を検討するための充分な時間を確保できるよう早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意いたします。
その他	当社のホームページ上に株主総会招集通知を掲載し、株主が議案を検討するための充分な時間を確保できるようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期的な個人投資家向けの説明会は開催しておりませんが、今後は開催を検討してまいります。 平成27年6月期には、証券会社が主催する個人投資家向けのオンライン説明会に参加して社長が説明し、個人投資家からの質問をオンラインにて受ける形式として実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリストや機関投資家向けの説明会を実施し、代表取締役が業績や経営方針等について説明する方針です。 また、四半期ごとに機関投資家に対する個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRページを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ内のIRページ及び定期的に開催する説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成18年8月24日開催の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定めた以降、適宜改訂および運用状況の検証を行っております。その概要は以下のとおりです。

（1）取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.代表取締役および担当役員が、当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」という）に対し、企業活動における法令順守および社会倫理の遵守を周知徹底する
2.「コンプライアンス内部通報窓口規程」により、コンプライアンスに対する基本的方針を定め、コンプライアンス違反行為に対しては当社グループ取締役および使用人（以下、「当社グループ役職員等」という）が直接通報できる窓口を設け、当社グループ役職員等におけるコンプライアンスの周知徹底を図り、企業の健全な内部体制を構築する
3.コンプライアンス上、重要性の高いものは取締役会および監査役へ報告する

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1.経営会議議事録、取締役会議事録、株主総会議事録、その他職務執行に係る情報を文書（電子的記録を含む）により保存する
2.文書の対象、保存期間その他の管理体制については法令によるもののほか、当社文書管理規程、情報セキュリティ管理規程およびこれらに付随するガイドライン等による
3.監査役または取締役が求めたときは、代表取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する
4.当該規程等を改定する場合には、規程管理規程に基づき行うこととし、取締役会または経営会議において承認を得るものとする

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに経営会議・取締役会、監査役に当該事実を報告するとともに、緊急リスク対策委員会を設置する等、適切な対策を講じる
2.個人情報の管理・取扱については、プライバシーマーク更新に伴い再整備する個人情報保護規程および関連規程に従い、適切な対応を行うと同時に従業員教育も行う
3.危機管理規程に基づく対応のほか、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役主導のもと、規程・マニュアル・ガイドライン等を制定、従業員教育の実施等、管理体制を構築する
4.経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部専門家の助言を受け、関係部門において分析および対策を検討する

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.当社規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、迅速な意思決定を行うため必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤取締役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、各種案件や業務遂行について審議・意思決定を行う
2.毎事業年度末に翌事業年度の各事業部、子会社及び当社グループ全体の予算を策定後取締役会で承認し、これを役職員が共有するとともに、当社管理部門が月次・四半期ごとの予算・実績管理、進捗管理を行い、各責任者が結果報告ならびに要因の分析を行う
3.「職務権限規程」に基づき、権限を明確にするとともに、権限委譲を図る

（5）当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1.グループ会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う
2.当社内部監査人は、子会社を含めた内部監査を実施し、当社グループの内部統制の運営状況の把握および改善策の指導、実施を行う
3.当社監査役は、当社グループの業務の適正を確保するために必要な監査を行う

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1.当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する
2.使用人の監査役補助業務遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる

（7）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
1.取締役は監査役に対し下記の事項を報告する
・経営会議に付議された重要案件
・当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
・毎月の経営状況として重要な事項
・上記のほか監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
2.当社グループ役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項および重大な法令・定款違反に関する事実を発見した場合は、当社監査役に直接報告することができるものとする
3.監査役へ報告したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査役は必要に応じて、取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる
2.監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができる
3.監査役は必要に応じて内部監査に立ち会うことができる
4.監査役が職務執行に要する費用について当社に請求した場合、職務執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより当社が負担する

（9）財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、毎事業年度末日を基準日とした内部統制報告書を経営者の指示により、内部監査担当部署が作成し、内部統制の整備および運用を行う

（10）反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
1.反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、当社グループ役職員等に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する
2.不当要求対応マニュアル等を使った当社グループ役職員に対する社内教育を実施し、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求を毅然として拒否する体制とする

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループでは、法令等を遵守した行動を基本とし、反社会的勢力との一切の関係を遮断する方針として「反社会的勢力に対する基本方針」を定めており、また「内部統制システムの構築に関する基本方針」にも同様の方針を定めております。
当社管理本部を管理・対応窓口として定め、「不当要求対応マニュアル」「反社チェックマニュアル」を周知することによって当社グループ内での取り組みを実施しております。
取引先との契約締結時においては、反社会的勢力には該当しないこと等の表明保証条項を盛り込む、または、反社会的勢力に該当することとなった場合の解除条項を盛り込むことにより、反社会的勢力との取引排除に取り組んでおります。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

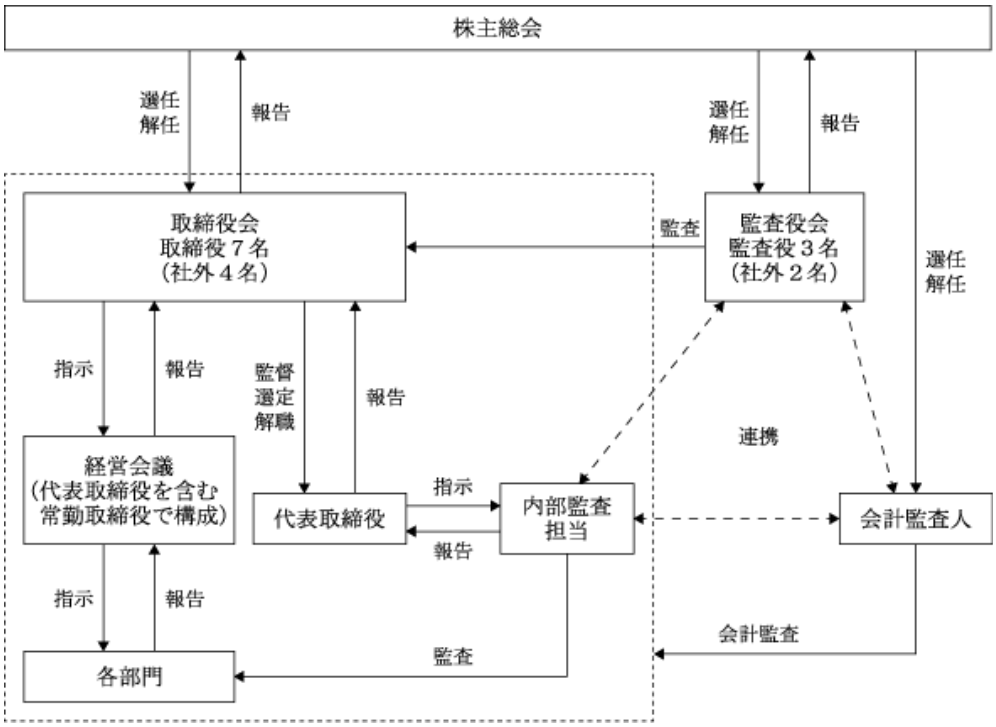
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

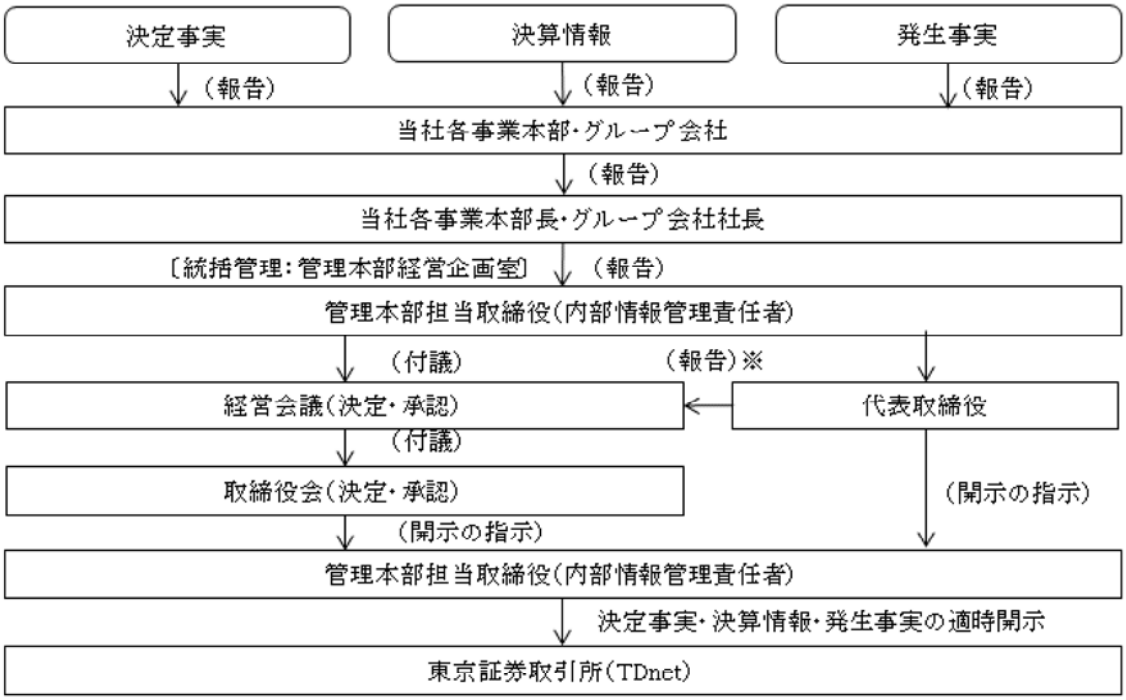
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、当社グループ事業における顧客及びサービス利用者の満足度向上を図ること、そして経営統治機能を有効かつ効率的に運用することによって、健全に事業を継続していくことが株主価値及び企業価値の向上につながると考えております。その実現のため、当社は当社グループ経営統治機能としてコーポレート・ガバナンスを最重要経営課題のひとつとして認識し、今後もより一層経営及び業務執行の健全性の保持・向上、透明性の確保、効率化による持続的成長を目指した経営管理体制の強化に取り組んでまいります。



【適時開示体制の概要（模式図）】



開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開
※緊急を要する発生事項に関する情報は、開示後改めて、取締役会に報告されます。